

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 1月25日
【会社名】	リファインバース株式会社
【英訳名】	REFINVERSE, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 越智 晶
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目10番 1号
【電話番号】	050-1748-5771
【事務連絡者氏名】	取締役 青木 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目10番 1号
【電話番号】	050-1748-5771
【事務連絡者氏名】	取締役 青木 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年1月22日開催の取締役会において、2021年3月19日開催予定の臨時株主総会での承認決議等所定の手続を経たうえで、2021年7月1日（予定）を期日として、当社単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社リファインパースグループ」を設立することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、当該臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

別添 株式移転計画書（写）

別紙8 リファインパース株式会社第12回新株予約権の内容

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
3. 本新株予約権の数
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
16. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

別紙9 株式会社リファインパースグループ2021年第4回新株予約権の内容

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
3. 本新株予約権の数
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
16. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

3【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（訂正前）

別紙8 リファインパース株式会社第12回新株予約権の内容

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式46,100株（但し、当該株式の数は、本新株予約権の行使により変動する可能性がある。）とする。但し、第3項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は461個（但し、当該新株予約権の数は、本新株予約権の行使により変動する可能性がある。）とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたり金1,153円又は株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の2021年1月25日の終値のいずれか高い金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記2.第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

16. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員	59名	249個
当社子会社従業員	75名	212個

(訂正後)

別紙 8 リファインバース株式会社第12回新株予約権の内容

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式39,200株(但し、当該株式の数は、本新株予約権の行使により変動する可能性がある。)とする。但し、第3項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は392個(但し、当該新株予約権の数は、本新株予約権の行使により変動する可能性がある。)とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたり金1,221円(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記2.第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

16. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員	47名	218個
当社子会社従業員	61名	174個

(訂正前)

別紙 9 株式会社リファインバースグループ2021年第4回新株予約権の内容

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式46,100株(但し、当該株式の数は、リファインバース株式会社第12回新株予約権の行使により変動する可能性がある。)とする。但し、第3項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は461個（但し、当該新株予約権の数は、リファインパース株式会社第12回新株予約権の行使により変動する可能性がある。）とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたり金1153円又は株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるリファインパース株式会社普通株式の2021年1月25日の終値のいずれか高い金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記2.第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

16. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

リファインパース株式会社従業員	59名	249個
リファインパース株式会社子会社従業員	75名	212個

（訂正後）

別紙9 株式会社リファインパースグループ2021年第4回新株予約権の内容

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式39,200株（但し、当該株式の数は、リファインパース株式会社第12回新株予約権の行使により変動する可能性がある。）とする。但し、第3項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は392個（但し、当該新株予約権の数は、リファインパース株式会社第12回新株予約権の行使により変動する可能性がある。）とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたり金1,221円（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記2.第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

16. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

リファインバース株式会社従業員	47名	218個
リファインバース株式会社子会社従業員	61名	174個